

農地法第4・5条における許可申請に伴う添付書類

申請書の提出は毎月5日が〆切です。(5日が土日・祝日の場合は前開庁日です。)

※5日を過ぎて提出される場合は、予め事務局にご相談ください。

農業振興地域の農用地区域を除く (※農振地域の場合は先に除外が必要となります)

必要書類		チェック	備 考
1	許可申請書		正本(県分)・副本(村農業委員会分)
2	登記事項証明書 (全部事項証明書)		申請書提出日より前3ヶ月以内のもの
3	公図の写し		転用計画地及び隣接地を表示した公図の写しに地番、地目、地積、所有者氏名を明示したもの
4	位置図及び案内図		転用計画地の位置を表示する図面(住宅地図等)
5	事業計画書		申請者の転用計画に係る事業計画書(様式あり)
6	建物平面図		転用計画地に建築する建物平面図
7	土地利用計画図		平面図(縮尺区分適宜)に建物、工作物、その他の施設の配置及び規模等を表示した土地利用計画図 なお、申請地と一体利用する土地がある場合は、その土地を含めた全体の土地利用計画図
8	土地改良区の意見書		申請地が土地改良区の区域内にある場合は、当該土地改良区の意見書
9	同意書		申請に係る農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合は、その同意があったことを証する書面
10	土地の選定理由書		代替性検討を要する場合
11	許認可書の写し		転用に係る事業が他の法令の定めるところにより許可、認可、届出、確認等を要する場合は、許認可等を証する書面。 ただし、手続中である場合は関係機関へ提出した申請書の写し(受付印のある申請書の一部又は全部)
12	資金証明書		- 自己資金によるときは、転用者の預金残高証明書等 - 借入金によるときで借入先が金融機関である場合は、当該金融機関からの貸付見込証明書 - 借入金が金融機関以外である場合は、貸付者からの貸付見込証明書及び貸付者に係る金融機関の預金残高証明書
13	住民票等		譲渡人又は(賃)貸人の住所が住所移転により、登記事項証明書の表示と相違する場合
14	法人等関係書類		法人の場合は、法人の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)及び定款又は寄付行為の写し(定款及び寄付行為の写しには原本証明が必要)、また、市町村、一部事務組合、公社、公団等は、議決書及び予算書の写し(議決書及び予算書の写しには原本証明が必要)
15	委任状		行政書士等に許可申請手続を委任した場合
16	その他の書類		その他参考となる書類がある場合